医療施設等設備整備費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　知事は、適切な医療を効率的に提供できる体制を確保するため、医療施設等設備整備費補助金交付要綱（昭和５４年７月２７日厚生省発医第１１７号厚生事務次官通知）及び医療提供体制推進事業費補助金交付要綱（平成２２年５月３１日厚生労働省発医政０５３１第１２号厚生労働事務次官通知）並びに知事が別に定める「へき地医療拠点病院運営事業実施要綱」に基づき医療施設等設備整備事業を実施するものが当該事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和４３年大分県規則第２７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の対象）

第２条　本交付要綱により補助金を交付する事業は、次に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

（１）へき地診療所設備整備事業

平成１３年５月１６日医政発第５２９号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づき、次に掲げる者が行うへき地診療所の設備整備事業

（ア）市町村

（イ）日本赤十字社

（ウ）社会福祉法人恩賜財団済生会

（エ）全国厚生農業協同組合連合会

（オ）その他厚生労働大臣が適当と認める者

（２）へき地患者輸送車（艇）整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア　次に掲げる者が行う患者輸送車及び患者輸送艇の整備事業

（ア）市町村

（イ）日本赤十字社

（ウ）社会福祉法人恩賜財団済生会

（エ）全国農業協同組合連合会

イ　知事の指定を受けたへき地医療拠点病院、へき地診療所又は知事の判断に基づき事業を実施する病院及び診療所の開設者が行う患者輸送車及び患者輸送艇の整備事業

（３）へき地巡回診療車（船）整備事業

　「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア　次に掲げる者が行う巡回診療車、巡回診療船及び歯科巡回診療車の整備事業

（ア）市町村

（イ）日本赤十字社

（ウ）社会福祉法人恩賜財団済生会

（エ）全国農業協同組合連合会

イ　知事の指定を受けたへき地医療拠点病院又は要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う巡回診療車、巡回診療船及び歯科巡回診療車の整備事業

（４）過疎地域等特定診療所設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき市町村が行う過疎地域等特定診療所の医療機器整備事業

（５）へき地医療拠点病院設備整備事業

　知事が別に定める「へき地医療拠点病院運営事業実施要綱」に基づき知事から指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の医療機器整備事業

（６）遠隔医療設備整備事業

　平成１３年４月２６日医政発第４８４号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき市町村、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う遠隔医療設備整備事業

（７）実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

　　　平成３０年３月３０日医政発０３３０第６号厚生労働省医政局長通知「実践的な手術手技向上研修設備整備事業の実施について」に基づき、市町村その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

（８）死亡時画像診断システム等設備整備事業

　　　平成２２年３月３１日医政発０３３１第１７号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき市町村その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

（９）共同利用施設設備整備事業

昭和５９年１０月２５日健政発第２６３号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づき、実施する共同利用施設設備整備事業

（１０）ＮＢＣ災害・テロ対策設備整備事業

平成２１年３月３０日医政発第０３３０００７号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」（以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき実施するＮＢＣ災害・テロ対策設備整備事業

（１１）医療施設非常用通信設備整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する医療施設非常用通信設備整備事業

（１２）病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業

　　　平成２１年３月２７日医政発第０３２７０３９号厚生労働省医政局長通知「地域医療対策事業の実施について」に基づき実施する病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業

（１３）救命救急センター設備整備事業

　　　「大分県救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する救命救急センター設備整備事業

（１４）地域災害拠点病院設備整備事業

　　　平成21 年３月30 日医政発第0330007 号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」に基づき実施する地域災害拠点病院設備整備事業

（１５）新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）

　　　令和６年３月１日医政発０３０１第２号厚生労働省医政局長通知「新興感染症対応力強化事業の実施について」に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第３６条の３第１項に規定する医療措置協定を締結する病院、診療所の開設者が行う協定締結医療機関の設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業

（補助対象経費及び補助率）

第３条　この補助金の交付額は、国の定める基準に基づき、次の（１）から（２）の方法により算出した額の範囲内とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

（１）交付の対象事業のうち次に掲げる事業

（１）へき地診療所設備整備事業

（２）ア及びイ　へき地患者輸送車（艇）整備事業

（３）ア及びイ　へき地巡回診療車（船）整備事業

（５）へき地医療拠点病院設備整備事業

（６）遠隔医療設備整備事業

（７）実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

（８）死亡時画像診断システム等設備整備事業

（９）共同利用施設設備整備事業

（１０）ＮＢＣ災害・テロ対策設備整備事業

（１１）医療施設非常用通信設備整備事業

（１２）病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業

（１３）救命救急センター設備整備事業

（１４）地域災害拠点病院設備整備事業

ア　次の表の第２欄に定める種目ごとに、第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第５欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（２）交付の対象事業のうち次に掲げる事業

　（４）過疎地域等特定診療所設備整備事業

ア　次の表の第２欄に定める種目について、第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第５欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

| １区分 | ２ 種目 | ３ 基準額 | ４ 対象経費 | ５ 補助率 | ６ 下限額 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 診 療 所へ き 地 | 医療機器整備費 | １か所当たり16,500千円 | へき地診療所として必要な医療機器購入費 | １／２以内 | １品につき250,000円 |
| へき地患者輸送車（艇） | 患者輸送車 | (1)マイクロバスの場合１台当たり2,829千円(2)ワゴン車の場合１台当たり　1,474千円 | 患者輸送用マイクロバス、又はワゴン車等の購入費 | １／２以内※ただし、交付要綱第２条第１項第２号のイに定める事業の場合、１０／１０以内とする | － |
| 患者輸送艇 | １隻当たり10,198千円 | 患者輸送艇購入費 | － |
| へき地巡回診療車（船） | 巡回診療車 | １台当たり1,426千円 | 巡回診療用自動車及び診療車に積載する医療機器具購入費 | １／２以内※ただし、交付要綱第２条第１項第３号のイに定める事業の場合、１０／１０以内とする | － |
| 巡回診療船 | １隻当たり9,081千円（中型の場合は１隻につき24,982千円） | 巡回診療用船舶建造費及び診療繊維積載する医療機器具購入費 | － |
| 歯科巡回診療車 | １台当たり3,738千円 | 次に掲げる機械器具を装備した歯科巡回診療用自動車購入費　卓上型ユニット、歯科診療台、歯科用コンプレッサー、キャビネット、煮沸消毒器、その他医療に必要な機器 | － |
| 特 定 診 療 所過 疎 地 域 等 | 医療機器整備費 | １か所当たり16,500千円 | 過疎地域等特定診療所として必要な医療機器整備費 | ３／４以内 | １品につき50,000円 |
| 病 院 設 備へ き 地 医 療 拠 点 | 医療機器整備費 | １か所当たり55,000千円 | へき地医療拠点病院として必要な医療機器購入費 | １０／１０以内 | １品につき250,000円 |
| 歯科医療機器等整備費 | １か所当たり27,500千円 | へき地医療拠点病院として必要な歯科医療機器等購入費 |  | １品につき50,000円 |
| 遠隔医療設備 | 遠隔医療設備整備費 | １か所当たり次に掲げる額の合計額とする。１遠隔病理診断装置(１)支援側医療機関4,598千円(２)依頼側医療機関14,198千円２遠隔画像診断及び助言(１)支援側医療機関16,390千円(２)依頼側医療機関14,855千円３ オンライン診療装置　　8,250千円 | 遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費 | １／２以内 | １か所につき150,000円 |
| 研修実施機関設備実践的手術手技向上 | 医療機器等整備費 | １か所当たり71,191千円 | 実践的手術手技向上研修実施機関として必要な医療機器等購入費 | １／２以内 | － |
| システム等設備死亡時画像診断 | 医療機器整備費 | １か所当たり１　死亡時画像診断室整備の場合37,180千円２　解剖室設備の場合53,700千円 | 死因究明のための解剖の実施に必要な設備および死亡時画像診断又は死体解剖の実施に必要な医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等) | １／２以内 | － |
| 設備整備事業 共同利用施設 | 共同利用高額医療機器 | １か所当たり 220,000千円  | 共同利用施設又は地域医療支援病院として必要な共同利用高額医療機器の購入費 | ２／３以内 | １品につき 1,000千円 |
| 設備整備事業ＮＢＣ災害・テロ対策 | ＮＢＣ災害・テロ対策用医療機器等 | １か所当たり33,762千円 | ＮＢＣ災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入費 | １０／１０以内 | － |
| 設備整備事業医療施設非常用通信 | 通信設備  | １か所当たり 741千円  | 災害時における通信手段の確保を図るために必要な通信設備の購入費  | １／３以内 | － |
| 共同利用型病院設備整備事業病院群輪番制病院及び | 医療機器 | １か所当たり次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。(1)医療機器22,000千円(2)心臓病専用医療機器6,285千円(3)脳卒中専用医療機器6,285千円 | 病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器又は心臓病及び脳卒中の重症救急患者の治療等に必要な専用医療機器の購入費 | ２／３以内 | 一品につき100千円 |
| 設備整備事業救命救急センター | 医療機器 | 次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。(1) 医療機器((2 )から(5)に掲げるものを除く。)１か所当たり256,300千円（ただし、30床未満の場合は、1床当たり8,470千円を減額し、重症熱傷医療を行う場合は、1か所当たり44,000千円を加算することができる。)(2)心臓病専用医療機器１か所当たり62,856千円(3)脳卒中専用医療機器１か所当たり62,856千円(4)小児救急専用医療機器１か所当たり62,856千円(5)重症外傷専用医療機器１か所当たり62,856千円 | 救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の購入費 | ２／３以内 | 一品につき100千円 |
| 設備整備事業地域災害拠点病院 | 医療機器等 | １か所当たり19,224千円 | 地域災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費 | ２／３以内 | １か所につき100千円 |
| （協定締結医療機関設備整備）新興感染症対応力強化 | １）簡易陰圧装置２）検査機器（ＰＣＲ検査装置）３）簡易ベッド | １）１病床当たり4,320,000円２）１台当たり9,350,000円３）１台当たり51,400円 | 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器（ＰＣＲ検査装置）、簡易ベッドの購入費（ただし新規購入及び増設する場合に限る。） | １０／１０以内 | － |
| ２）検査機器（ＰＣＲ検査装置）３）簡易ベッド４）HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） | ２）１台当たり9,350,000円３）１台あたり51,400円４）１施設当たり905,000円 | 発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な検査機器（ＰＣＲ検査装置）、簡易ベッド、ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）の購入費（ただし新規購入及び増設する場合に限る。） | １０／１０以内 | － |

（補助金の交付申請）

第４条　規則第３条第１項の規定による申請は、補助金交付申請書（第１号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（１）医療施設等設備整備事業計画書（別紙（１））

（２）医療施設等設備整備事業に要する補助金所要額調書（別紙（２））

（３）収支予算書（別紙（３））

（４）誓約書（別紙（４））

（５）その他知事が必要と認める書類

２　規則第３条第３項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第２項第１号、第２号、第３号、第５号及び第６号に掲げる事項とする。

３　第１項の規定による申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

（補助条件）

第５条　規則第５条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

（１）補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、速やかに補助事業変更承認申請書（第２号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合は速やかに知事の承認を受けること。

（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

（４）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿（預金通帳、金銭（預金）出納簿等）及び証拠書類（契約書、領収書等）は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管すること。

（５）この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

（６）財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整理保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的にしたがって、効率的な運用を図ること。

（７）財産のうち、一件当たりの取得価格が５０万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

（８）知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（９）第４条第３項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、規則第１２条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

（10）第４条第３項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合には、規則第１３条の規定による補助金の額の確定通知を受けた場合において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第３号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

（11）補助事業者等は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。

（12）その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

２　規則第５条第１項第１号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、補助対象経費の２０パーセント以内の増減とする。

（補助金の交付決定の通知）

第６条　規則第６条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第４号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第７条　規則第７条第１項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して１５日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第８条　この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第９条　補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第５号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第１０条　規則第１２条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第６号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して３０日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

（１）医療施設等設備整備事業実績書（別紙（１））

（２）医療施設等設備整備事業に要する補助金所要額精算書（別紙（２））

（３）収支精算書（別紙（３））

（４）設備整備に係る契約書又は見積書の写し

（５）医療器械等の前面及び側面の写真

（６）設備整備に係る検査調書の写し

（７）領収書又は請求書の写し

（８）その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第１１条　規則第１３条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第７号様式）により行うものとする。

（書類の提出部数等）

第１２条　規則及びこの要綱の規定により、知事に提出する書類の部数は、２部（正本１部、副本１部）とする。

　附　則

　　　この要綱は、平成１９年度の予算に係る医療施設等設備整備費補助金から適用する。

　附　則

　　　改正後の要綱は、平成２６年度の予算に係る医療施設等設備整備費補助金から適用する。

　附　則

　　　改正後の要綱は、平成３０年度の予算に係る医療施設等設備整備費補助金から適用する。

附　則

　　　改正後の要綱は、令和元年度の予算に係る医療施設等設備整備費補助金から適用する。

附　則

　　　改正後の要綱は、令和３年度の予算に係る医療施設等設備整備費補助金から適用する。

附　則

改正後の要綱は、令和４年度の予算に係る医療施設等設備整備費補助金から適用する。

附　則

改正後の要綱は、令和５年度の予算に係る医療施設等設備整備費補助金から適用する。

附　則

　　　改正後の要綱は、令和５年度の２月補正予算に係る医療施設等設備整備費補助金から適用する。